

区分所有法 決議事項の制限 管業 H01-37-3 <<#816>>

【問】正誤をつけよ。

次の事項は、区分所有法の規定によれば、規約で別段の定めをすることができない。



「集会におけるあらかじめ通知していない事項(集会の決議につき特別の定数が定められているものを除く。)の決議」

あらかじめ通知 → 決まらぬ

通知はなし → 決まらぬ 規約で定められる
(普通決まり)

【答え】誤り

★ <<ポイント>> 決議事項の制限 管業【★基礎必須】 宅建【発展】

★ 1 集会においては、第35条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議をすることができる。

普通決まり

2 前項の規定は、この法律に集会の決議につき特別の定数が定められている事項を除いて、規約で別段の定めをすることを妨げない。(区分法37条1項、2項)

⇒ 「集会の普通決議においては、あらかじめ通知していない事項でも決議をすることができる」旨の規約を設定することができる